福祉サービスについてお聞きします。

問 23　お子さんは、以下の福祉サービスを利用していますか（利用したことがありますか）。（あてはまるものすべてに○）

1．居宅介護・重度訪問介護（ホームヘルプ、日常の入浴、食事の介護）
2．訪問看護
3．ガイドヘルパーによる移動支援
4．入浴サービス
5．短期入所
6．理美容サービス
7．日常生活用具の利用
8．補装具の利用
9．紙おむつの支給
10．児童発達支援（未就学児向けの集団療育、個別療育）
11．医療型児童発達支援（機能訓練、医学的支援）
12．放課後等デイサービス
13．緊急介護事業
14．福祉サービスについて知らなかった
15．現在、福祉サービスを利用する必要がない
16．その他

問 24　問 23 の福祉サービスを利用しているお子さんについてお聞きします。福祉サービスを利用するときに何か困ったことはありましたか。（あてはまるものすべてに○）

1．必要な日や時間に使いたい福祉サービスが使えなかった
2．利用資格や条件があわず、使いたい福祉サービスが使えなかった
3．福祉サービスの支給量が少ない、支給期間が短い
4．どの事業者が良いのかわからない（事業者情報が不十分）
5．利用方法、契約の方法がわからなかった（わかりにくかった）
6．利用してトラブルがあった
7．費用負担があるため、利用しづらい
8．どんな福祉サービスがあるのか知らない
9．その他
10．特に困ったことはない

問 25　今後、以下の福祉サービスの中で利用したいサービスはありますか。（あてはまるものすべてに○）

1．居宅介護・重度訪問介護（ホームヘルプ、日常の入浴、食事の介護）
2．訪問看護
3．ガイドヘルパーによる移動支援
4．入浴サービス
5．短期入所
6．理美容サービス
7．日常生活用具の利用
8．補装具の利用
9．紙おむつの支給
10．児童発達支援（未就学児向けの集団療育、個別療育）
11．医療型児童発達支援（機能訓練、医学的支援）
12．放課後等デイサービス
13．緊急介護事業
14．利用したいサービスがない
15．その他
16．わからない

情報の入手方法についてお聞きします。

問 26　発達に関する不安や障害等のことやお子さんが使えるサービスのことについて、どのように（どこで）情報を得ていますか。（あてはまるものすべてに○）

1．区報や区のリーフレット
2．区のホームページ
3．障害者のしおり
4．公的機関（区、保健所、児童相談所など）の職員を通じて
5．相談支援事業所を通じて
6．障害者団体や当事者団体を通じて
7．医療機関を通じて
8．児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を通じて
9．同じ病気や障害のある仲間を通じて
10．ボランティア等を通じて
11．福祉サービス事業者を通じて
12．区のホームページ以外のインターネット（SNS を含む）を通じて
13．その他

相談についてお聞きします。

問 27　あなたは、お子さんのことで悩みや困ったことがありますか。
（あてはまるものすべてに○）

1．お子さんの育児や教育のこと
2．現在お子さんが受けている医療やリハビリのこと
3．現在お子さんが受けている援助（支援・療育）のこと
4．医療費など経済的なこと
5．交通機関が使いづらいなど、外出が困難なこと
6．かかりつけの病院や歯科診療所がないこと
7．子育てや障害について必要な情報を得られない、得るのが難しいこと
8．お子さんを強く叱責してしまったり、手をあげたりしてしまうこと
9．お子さんに友達や相談相手がいないこと
10．お子さんの発達の不安や障害及び必要な配慮について、周囲に理解が得られないこと
11．保育園や幼稚園及び学校でのトラブル
12．親の病気や緊急時に預ける先が見つからないこと
13．兄弟姉妹の学校行事や冠婚葬祭時などに預け先が見つからないこと
14．近くに理解のある医療機関や理髪店などが見つからないこと
15．その他
16．悩みや困ったことはない

問 28　お子さんのことで悩んだり困っているときに相談する相手は誰（どこ）ですか。（あてはまるものすべてに○）

1．家族・親戚
2．同じ悩みや障害のある子の保護者
3．保育園・幼稚園・学校の教職員
4．医療機関
5．児童発達支援・放課後等デイサービスの職員
6．公的機関（区、保健所、児童相談所など）の職員
7．民生委員・児童委員
8．相談支援事業所の相談支援専門員
9．児童発達支援センター
10．サービスを供給している事業者
11．ボランティア等
12．子ども家庭支援センター（ほねっと）
13．めぐろ学校サポートセンター
14．社会福祉協議会
15．地域包括支援センター
16．発達障害支援拠点（ぽると）
17．インターネット（SNS を含む）を通じて知り合った人、インターネットの相談サイトや掲示板
18．相談する相手がいない・相談するところがない
19．相談できるところがわからない
20．その他

問 29　問 28 で回答した相談先に相談することで、悩みや困ったことは解決できていますか。（１つに○）

1．解決できている
2．解決できない場合がある
3．わからない

保護者・家族への支援についてお聞きします。

問 30　保護者や家族への支援は必要ですか。（１つに○）

1．現在必要である
2．今後必要になる
→ 問 30－Aにお進みください

3．必要ない
4．わからない
→ 問 31 にお進みください

★問 30 で、「１．現在必要である」または「２．今後必要になる」と回答した方にお聞きします。

問 30－A　どのような支援が必要ですか。（あてはまるものすべてに○）

1．専門家による障害児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談
2．ペアレント・メンター（※）によるサポートや情報提供
（※発達に関する不安や障害のあるお子さんの子育てを経験し、相談支援についてのトレーニングを受けた親）
3．発達障害児や発達に不安のあるお子さんの教育経験者の体験談や情報提供
4．保護者への心理的ケアやカウンセリング
5．兄弟姉妹の心理的ケアやカウンセリング
6．レスパイト（在宅での介護を一時的に代替し、介護者の負担軽減・休養を図るサービス）
7．障害特性に関する情報提供　　8．その他

防災についてお聞きします。

問 31　災害に備えて準備しているものはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

1．水や食料（医療食）
2．衣類やタオルなどの生活用品
3．薬や紙おむつなどの医療用品
4．杖や車いすなどの福祉用具
5．非常用発電機など必要な機器の動力
6．家具への転倒防止器具の取り付け
7．ヘルプカード・防災手帳
8．防災・救急医療情報キット
9．避難行動要支援者名簿に登録している
10．近隣の人等に手助けを頼んでいる
11．避難場所と避難の手段や手順をハザードマップなどで確認している
12．家族や親戚、支援者等との連絡方法や待ち合わせ場所などを確認している
13．通院先や主治医等の連絡先などの医療情報を確認している
14．避難訓練や防災訓練に参加している
15．その他
16．特に何もしていない

★避難行動要支援者名簿とは

災害対策基本法に基づき、災害が起こったときに、自力で避難することが困難な方の「名簿」を作成し、災害時の安否確認や避難支援を行います。一定の要件の方は自動で登録されるほか、希望により名簿に登録することも可能です。

問 32　災害等により避難所で生活することになった場合、不安に思うことはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

1．避難所までの移動手段がない
2．介助者・介護者がいない
3．お子さんに合った食事や必要な薬の入手
4．医療機器の充電や管理
5．避難先の設備（トイレや浴室、ベッドなど）が使えるか
6．避難先で配給などの細かい情報を伝えてくれる人がいるか
7．他の避難者が障害や症状について理解してくれるか
8．他の避難者に迷惑をかけてしまわないか
9．環境の変化に対応できるか（パニックにならないか）
10．その他
11．避難所では過ごせないと思う

権利擁護についてお聞きします。

問 33　あなたは、この３年間に差別をされたと感じたことはありますか。（１つに○）

1．感じたことがある　　問 33－Aにお進みください

2．感じたことはない
3．わからない　　問 34 にお進みください

問 33－A　「１．感じたことがある」と回答した方は、「どこで」、「誰から」、「どのような」差別を受けましたか。（あてはまるものすべてに○）

■どこで	1．家 2．保育園や幼稚園・学校 3．職場 4．通所・入所施設 5．お店 6．塾や習い事 7．公共施設 8．医療施設 9．交通機関 10．その他
■誰から	1．家族・親族 2．友人・知人 3．学校や施設の教職員 4．勤務先の経営者・同僚 5．店員等従業員 6．ほかの客・利用者 7．近隣の人 8．知らない人 9．その他
■どのようなこと	1．いやな気持ちになる発言・暴言 2．入れてもらえない・対応してもらえない 3．手伝ってもらえない 4．後回し・別扱い 5．建物の設備などに配慮がない 6．情報保障がない 7．その他

問 33－B　「1．感じたことがある」と回答した方は、差別をされたと感じたとき、誰、またはどこに相談しましたか。（あてはまるものすべてに○）

1．家族
2．親戚
3．友人・知人
4．近所の人
5．保育園や幼稚園、学校などの教職員
6．公的機関の職員（区、保健所、児童相談所など）
7．民生委員・児童委員
8．ボランティア・ＮＰＯ職員
9．相談支援事業所の相談支援専門員
10．福祉サービス事業者
11．障害者団体
12．医療関係者
13．児童発達支援・放課後等デイサービスの職員
14．その他
15．誰にも相談できなかった

問 34　あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。（１つに○）

1．法律名も内容も知っている
2．法律名は知っているが、内容は知らない
3．法律名も内容も知らない

★障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）とは

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。（平成 28 年４月施行）

「障害者差別解消法」では、障害者に対する「不当な差別的取り扱い」が禁止されるとともに、「合理的配慮の提供」が求められます。

問 35　あなたは、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成 30 年 10 月 1 日施行）」を知っていますか。（1 つに○）

1．条例の名前も内容も知っている
2．条例の名前は知っているが、内容は知らない
3．名前も内容も知らない

★東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例とは

「障害者差別解消法」においては、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、東京都条例では、差別解消の取り組みを一層深めるため「義務」としています。

1．合理的配慮の提供
障害者から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて、必要かつ合理的な対応をすることをいいます。

2．紛争解決の仕組みの整備
相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって解決を図ります。

3．広域支援相談員の設置
広域支援相談員は、障害者差別に関する相談を障害者や関係者からだけでなく、民間事業者からも受け付けます。

問 36　障害や高齢化などにより、自分ひとりで判断することが難しい方の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。または、利用したいですか。（1 つに○）

1．成年後見制度をすでに利用している
2．どのような制度か知っており、今後、制度を利用したい
3．どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない
4．どのような制度か知らない

★成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

具体的には、介護サービスや医療を受ける際の手続きの支援、預貯金の引き出しなど日常生活における金銭管理等の支援、財産管理の支援などがあります。

問 37　あなたは、「障害者虐待防止センター」に相談や通報ができることを知っていますか。（1 つに○）

1．知っている　　2．知らない

障害がある人のための取り組みについてお聞きします。

問 38　あなたは、障害者が地域で自立して生活を送るために、重要と思う取り組みは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1．相談窓口や情報提供の充実
2．機能回復や地域生活に必要な訓練の充実
3．創作的活動や生活習慣習得などができる場の整備
4．ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
5．日常生活に必要な移動支援の充実
6．住宅情報の提供
7．障害者向け住宅の充実
8．グループホームなど地域での生活の場の整備
9．短期入所サービスの充実
10．入所施設の整備
11．障害の早期発見・早期療育体制の充実
12．障害特性にあった適切な保育、教育の充実
13．企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備
14．ボランティア活動などの地域活動の促進
15．ユニバーサルデザインによる公共施設・交通機関等の整備
16．障害への理解を促進する教育や交流の促進
17．障害や病気に対する理解や障害者差別解消法の周知・啓発
18．人権を守る仕組みの充実
19．緊急時や災害時の対策促進
20．その他
21．特にない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

ご回答いただいたアンケート調査票は返信用の封筒（切手不要）に入れ、**１０月４日（金）**までにポストへ投函してください。

今回のアンケートについてのご意見等がございましたら、**目黒区健康福祉部障害福祉課障害施策推進係**あて、ファックスまたはＥメールにて送信ください。

■ファックス：３７１５－４４２４
■Ｅメール：shofuku07@city.meguro.tokyo.jp